

協議事項① 倉吉市国民健康保険条例及び規則の一部改正について

倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第253号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を10分の5を乗じて得た額に減額するよう見直しが行なわれることから、所要の改正を行うものです。

また、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられること、及び厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑みて出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことから、所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市国民健康保険条例の一部改正 第1条関係
出産育児一時金の額を408,000円に改めることとした。 (第5条関係)
- 2 倉吉市国民健康保険条例の一部改正 第2条関係
 - (1) 未就学児に係る被保険者均等割額を10分の5を乗じて得た額に減額することとした。 (第21条の3関係)
 - (2) その他所要の改正を行うこととした。
- 3 1の改正は令和4年1月1日から、2の改正は同年4月1日からそれぞれ施行することとした。 附則第1項関係
- 4 所要の経過措置を置くこととした。 附則第2項・第3項関係

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

【改正理由】

令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられること、及び厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑みて出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、倉吉市国民健康保険において同様の措置をとるため、加算の額を調整するよう、倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 出産育児一時金の加算額を12,000円に改めることとした。 (第8条の2関係)
- 2 この規則は、令和4年1月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)
- 3 所要の経過措置を置くこととした。 (附則第2項関係)

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

第2条 倉吉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>低所得者の保険料の減額</u>)</p> <p>第21条 略</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(<u>未就学児の被保険者均等割額の減額</u>)</p> <p>第21条の3 <u>当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に掲げる場合を除く）。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第16条の7又は第16条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項の規</u></p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第21条の2 略</p>

定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第16条の7又は第16条の11」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、前項本文の施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(出産育児一時金の加算) 第8条の2 市長は、条例第5条第1項ただし書の規定により、被保険者の出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められる場合は、 <u>12,000円</u> を加算するものとする。	(出産育児一時金の加算) 第8条の2 市長は、条例第5条第1項ただし書の規定により、被保険者の出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められる場合は、 <u>16,000円</u> を加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の倉吉市国民健康保険条例施行規則第8条の2の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

協議事項②

令和3年度 国民健康保険事業特別会計補正予算について

(単位：千円)

予 算 科 目		令和3年度			備 考
		当初予算額	12月補正予算	補正後予算額	
入	1 国民健康保険料	740,673		740,673	
	2 使用料及び手数料	554		554	
	3 国庫支出金	1		1	
	4 県支出金	3,696,978	332,563	4,029,541	
	5 財産収入	55		55	
	6 繰入金	614,768	△ 39,581	575,187	一般会計27,419基金△67,000
	7 繰越金	10,000	84,928	94,928	
	8 諸収入	16,862		16,862	
合 計		5,079,891	377,910	5,457,801	
出	1 総務費	140,407	45,000	185,407	
	2 保険給付費	3,639,402	332,563	3,971,965	
	3 国民健康保険事業費納付金	1,218,088		1,218,088	
	4 保健事業費	54,208		54,208	
	5 予備費	27,786	347	28,133	
合 計		5,079,891	377,910	5,457,801	
収 支		0	0	0	
補正後基金残高見込額				724,750	

給付の動向

倉吉市国民健康保険の保険給付（一般被保険者）の推移

(単位：円)

1. 療養の給付

支払月	診療月	RANK	令和元年度	RANK	令和2年度	RANK	令和3年度	伸率 R1→R3	伸率 R2→R3
5月	3月	26	231,939,578	14	249,679,698	1	286,258,938	23.4%	14.7%
6月	4月	23	237,989,810	24	237,717,137	3	270,035,399	13.5%	13.6%
7月	5月	10	254,848,059	30	204,833,236	20	243,570,420	-4.4%	18.9%
8月	6月	13	251,339,851	16	246,044,896	4	267,041,561	6.2%	8.5%
9月	7月	21	242,749,425	8	256,023,661	9	255,346,009	5.2%	-0.3%
10月	8月	19	243,689,937	29	217,046,344	5	263,762,930	8.2%	21.5%
11月	9月	18	244,673,705	28	223,582,495				
12月	10月	7	262,494,909	12	253,446,211				
1月	11月	11	254,761,516	25	236,297,590				
2月	12月	2	272,264,951	6	263,177,851				
3月	1月	17	245,791,113	22	240,331,662				
4月	2月	27	224,427,793	15	247,596,404				
合計			2,966,970,647		2,875,777,185		1,586,015,257		

※RANKは過去30ヶ月内の順位

2. 高額療養費

(単位：円)

決定月	RANK	令和元年度	RANK	令和2年度	RANK	令和3年度	伸率 R1→R3	伸率 R2→R3
4月	25	32,360,003	29	31,333,747	6	41,426,877	28.0%	32.2%
5月	30	30,725,163	17	37,839,977	1	45,731,057	48.8%	20.9%
6月	26	32,286,227	24	34,262,295	2	45,275,878	40.2%	32.1%
7月	12	39,357,682	31	28,381,056	7	40,992,118	4.2%	44.4%
8月	9	40,271,779	20	36,179,388	3	44,722,770	11.1%	23.6%
9月	22	35,478,352	16	38,661,304	10	40,262,368	13.5%	4.1%
10月	19	36,361,726	27	31,987,537	4	42,267,204	16.2%	32.1%
11月	23	34,348,411	28	31,445,350				
12月	11	39,656,725	18	37,451,317				
1月	15	38,762,866	21	35,912,330				
2月	5	42,168,715	8	40,447,113				
3月	13	39,264,078	14	38,907,670				
合計		441,041,727		422,809,084		300,678,272		

※RANKは過去31ヶ月内の順位